

とちぎんが「人生100年時代」を応援!

とちぎんで
NISA
ご家族・ご友人・ご同僚にもとちぎんで
NISAをはじめようキャンペーン

—期間:2025年10月1日(水)~2026年1月30日(金)—

1 とちぎんアプリでNISA口座開設をお申し込みいただいたお客さま ▶ 現金 1,000円プレゼント

2 店頭でNISA口座開設をお申し込みいただいたお客さま ▶ 現金 500円プレゼント

3 他金融機関からNISA口座を移管いただいたお客さま ▶ 現金 500円プレゼント

※とちぎんアプリからのお申し込みには、「マイナンバーカード」および「署名用パスワード(6桁~16桁)」、「券面事項入力補助用パスワード」が必要です。
※移管のお手続きは、窓口のみの取り扱いとなります。

●本キャンペーンは個人のお客さまが対象です。●期間中であっても、金融環境の変化等により、キャンペーン内容を予告なく変更・終了する場合があります。●キャンペーンの条件を満たすお客さまは自動的にプレゼントの対象になります。(ご応募は不要です)●現金プレゼントは投資信託の指定口座にお振込みいたします。現金プレゼント入金時(2026年3月下旬以降)に、NISA口座/指定口座廃止(相続含む)のお手続きをされている場合、本キャンペーンの対象外となります。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄の税務署等にご相談ください。●NISAに関してはNISA口座を開設しようとする年の1月1日現在で、18歳以上の方がNISA口座のお申し込みができます。(とちぎんアプリからのお申し込みは、当行に普通預金口座をお持ちの18歳以上、70歳未満の方に限ります。)●当行から税務署に非課税適用申請を行い、税務署の承認後NISA口座をご利用いただけます。(承認には約3週間かかります。)●税務署非承認等の理由でNISA口座開設が2026年2月末時点で完了しない場合は本キャンペーンの対象外となります。

とちぎんだから安心!

株式会社栃木銀行 個人コンサルティング部

とちぎん投資信託サポートセンター▶



0120-296-213

専門のスタッフが幅広くサポートいたします。

受付時間:月~土9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く)

つくろう
ニーサアプリからの
お申し込みはコチラ来店不要でスマートフォンから
お申し込みいただけます。店頭で
来店予約サービス待たずにスムーズ。ご予約のお客さまを
優先的にご案内しております。

NISA制度イメージ

制度	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
制度の概要	年間投資枠	120万円	240万円
	非課税保有期間	無期限化	
	非課税保有限度額 (総額)	1,800万円 ※簿価残高で管理(枠の再利用可)	成長投資枠1,200万円(内数)
	口座開設期間	恒久化	
	対象商品	積立、分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等(①整理・管理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型 及び毎月分配型の投資信託等を除外)
	対象年齢	18歳以上	
	旧制度との関係	2023年12月末までにつみたてNISA及び一般NISA制度において投資した商品は、 旧制度における非課税措置を適用 ※旧制度からのロールオーバーは不可	

NISAに関するご留意事項

●当行のNISA口座は、つみたて投資枠でも、成長投資枠でも、当行の定める一定の株式投資信託のみの取扱いとなります。(上場株式等はお取扱いしておりません)●すでに特定口座でお持ちの投資信託はNISA口座に移管できません。●NISA口座開設にあたっては1人1口座(1金融機関等)のみとなります。変更しようとする年分のつみたて投資枠、成長投資枠で投資信託等を購入(分配金再投資による購入を含む)していた場合、その年分は他の金融機関への変更やNISA口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関への変更やNISA口座廃止後の再開設ができます。●つみたて投資枠でも成長投資枠でも、年間の非課税枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降に繰り越すことはできません。●NISA制度では、年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。●非課税保有限度額については、NISA口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。非課税期間はつみたて投資枠/成長投資枠ともに無期限で、その間においては自由に売却できます。●NISA口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。●株式投資信託の分配金の再投資(自動買付け)が行われた場合も、当該投資分は非課税の投資額に算入されます。●投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも課税の対象外であり、NISA口座によるメリットを享受できるものではありません。●分配金による再投資(自動買付)が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超過する場合、その後の再投資額すべてが課税口座で投資されます。●法令により、つみたて投資枠を設けた日から10年後等の「基準経過日」には、お客様の氏名・住所を再確認させていただきます。同日から1年内に確認ができない場合、新たなNISAでの買付けを停止させていただきます。●NISA口座のお取引において売却時に損失(譲渡損失)が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。●対象となる投資信託が、前年末と本年末に「つみたてNISA、つみたて投資枠、成長投資枠」のいずれかの残高を保有していた場合、信託報酬等の概算値について、原則として年1回通知します。

(つみたて投資枠特有のご留意事項)●当行のつみたて投資枠で買付け可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託のみに限られます。●つみたて投資枠では、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な方法による購入が対象となり、当行では対象商品の自動積立サービスによる購入に限ります。●非課税投資枠の120万円を超える場合、自動積立を中止します。他の口座で購入することはできません。

(成長投資枠特有のご留意事項)●当行の成長投資枠で買付け可能な商品からは、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されており、これらの商品を成長投資枠で買付けすることはできません。●つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、成長投資枠で再投資することはできません。

当行で取扱いしている投資信託については、[栃木銀行ホームページ](#)にてご覧いただけます。

モバイルで
Check!

※一部対応しない機種がございます。

とちぎん 投資信託 検索



投資信託についてのご留意事項

(投資信託のリスク)●投資信託は値動きのある有価証券等(株式・債券・不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。)

(投資信託の手数料・費用)●申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。(2025年9月1日現在)上記各種手数料や費用の最大値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。)

申込時	申込手数料(買付金額に対し、最大3.3%(税抜3.0%)の率を乗じた額) ※つみたて投資枠は申込手数料無料です。
保有期間中	信託報酬(純資産総額に対し、最大年2.42%(税抜2.2%)の率を乗じた額)
その他費用	監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など
換金時	信託財産留保額(換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額)
公社債投資信託の場合	換金手数料として、1万口につき最大110円(税抜100円)

(その他ご留意事項)●投資信託は預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。●投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、「元本払戻金(特別分配金)」は、実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の対象ではありません。●投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行本支店の窓口で用意しております。

復興特別所得税に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置(以下の機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月～金)(銀行休業日を除く)
- 受付時間(共通)/9:00～17:00

販売会社の概要

- 商号等/株式会社栃木銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号
- 本店所在地/〒320-8680 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
- 加入協会/日本証券業協会 ■資本金/274億円
- 主な事業/銀行業、登録金融機関業務 ■設立年月/1942年12月

お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口
ホームページまたはフリーダイヤルへ

とちぎん投資信託サポートセンター

0120-296-213

2025年9月1日現在

受付時間/月～土
9:00～17:00[祝日・12/31～1/3を除く]